政令第六十三号

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項、第十二条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和三年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「島根県隠岐郡西ノ島町」を「青森県下北郡風間浦村並びに島根県隠岐郡西ノ島町、知夫村」に改める。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十四号

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十五号

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百六条第一項第五号、第百十条第一項、第百十条の十並びに第百十条の十四第三項及び第五項、同項において準用する同法第百一条の二第二項並びに同法第百十九条第二項及び第百二十条並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正）

第一条　農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第一号中「金額」の下に「（第三号及び第四号に規定する業務に係る費用の金額を除く。）」を加え、同条第二号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は法第百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　法第百十条の十二第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

四　法第百十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

第三十七条中「千億円」を「八兆九千億円」に改める。

第四十三条第四号中「の規定」を「及び第百十条の二第二項の規定」に改め、同条第五号中「の規定」を「及び第百十条の二第三項（法第百十条の十三第六項及び第四十一条の規定により読み替えられた法第百十条の十四第五項において準用する法第百条第七項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第六号中「の規定」を「及び第百十条の二第四項（法第百十条の十三第六項及び第四十一条の規定により読み替えられた法第百十条の十四第五項において準用する法第百条第七項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第八号中「の規定」を「及び第百十条の十三第一項の規定」に改め、同条第九号中「含む。）」の下に「及び第百十条の十三第五項（第四十一条の規定により読み替えられた法第百十条の十四第五項において準用する法第百条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の三号を加える。

十　法第百十条の二第一項の規定による特定認定

十一　法第百十条の十三第二項から第四項まで及び法第百十条の十四第五項において準用する法第百条第六項の規定による特定認定の取消し

十二　法第百十八条の三第一項の規定による決定並びに同条第四項の規定による公告及び通知

第四十三条を第四十七条とする。